

介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る
「見える化要件」について

介護や福祉に関わる職員（以下介護職員等）の処遇改善については、国によりこれまで何度かの取組みが行われてきました。

2019年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、「介護職員等特定処遇改善加算」（以下新加算）が創設され、当社においても算定を行っております。

当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- ① 現行の介護職員処遇改善加算（以下現行加算）（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ② 現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ③ 現行加算に基づく取組についてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

③「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

この要件に基づいた当社の取組みは以下のとおりです。

区分	内容	取組
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	GS（ゴールドスタンダード）研修の実施及び実践
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士所得を目指すものに対する実務者研修支援、より専門性の高い介護技術を取得支援等	実務者研修への対応、参考書や過去の問の提供及び介護技術指導、認知症の研修の実施。
両立支援・多様な働き方の推進	職員事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	入社配属後6か月を経過した者で本人が希望する場合は正規雇用へに転換させることがある（契約社員就業規則に記載）
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	車両事故・介護業務中の事故対応マニュアルを整備
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告書式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	ICTの活用（専用ソフトの導入、リモートによる会議、研修等の支援）
やりがい・働きがいの醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等の情報を共有する機会の提供	GS・EQ研修の実施及び実践

今後も介護・福祉に関わる職員の働きやすい環境づくりや処遇の改善に努めてまいります。